

我々は、どこから来て、どこへ向かおうとしているのか

～弁護士自治を中心にして～

札幌弁護士会 田中 宏

<はじめに>

皆さん、弁護士登録おめでとうございます。長い間のご苦勞が実を結び、弁護士としてスタートされたことを心からお祝いいたします。しかし、喜んでばかりはいられません。皆さんを取り巻く環境は、大変厳しいものがあり、今後、その傾向は続くだろうと推測されます。これから 30 年後はおろか、10 年後の弁護士がどうなっているのか。弁護士人口はこの 10 年間で 50% も増えました。「ひまわり基金法律事務所」に派遣する弁護士も確保できるようになりました。企業内弁護士が 400 名にもなり、私が登録した頃には考えられないことが起きています。その一方で「ソクドク」「ノキベン」という弁護士も誕生しました。テレビでコマーシャルを流す事務所もあります。業務の在り方も、大きく変わってきています。

また、わが国でも巨大事務所が誕生し、弁護士数が 400 人を超える事務所が誕生しました（注 1）。その新人弁護士の給与が 1000 万円を超えるというとても信じられない現象が起こっています。事務所が彼等にいくら支払うかは自由ですが、高額な給与の支払いを可能にしているメカニズムは一体何なのでしょう。その一方で、巨大事務所において睡眠時間を削り、過労死した弁護士もいたとか。大変な時代になったものです。どうか、皆さんは健全な「弁護士のマインド」を身につけ（注 2）、身の丈に合った生き方をしてもらいたいと希望します。また、弁護士階層の二極化が進み、富める弁護士はますます富み、そうでない弁護士は赤貧の中で生存ラインぎりぎりの生活を送る者も出てきています。ドイツのように、失業する弁護士も出るかもしれません（注 3）。黒船来るということで、外国人弁護士に「外国法事務弁護士」という新しい資格を与え、いくつものバリアーを儲けてきましたが、そのバリアーは尽く撤去されました。外弁の進出は、弁護士業務のグローバル化に伴い、一層進むだろうと思われま

そのうえ、若手の弁護士が、「弁護士自治はおろか、弁護士会も不要だ」と言い出しているのです。また、生活苦から、自治という「霞」よりも目の前の「パン」が欲しいと思っている若手弁護士もいます。会費すら支払えない弁護士もおります（注 4）。弁護士会が自治を失い、弁護士会が同業組合に成り下がる萌

芽が既に認められています。

私が、今、最も危惧しているのは、激動の時代を迎え、弁護士自治が変容し、ついには弁護士自治そのものを喪失する。そんな時代がいつか来るのではないかということです。

皆さんにもう一度、弁護士制度がどう誕生し、発展してきたのか、弁護士自治がなかった時代とその弁護士の生き様、弁護士自治ができた経緯、そして弁護士自治が果たしている役割について理解し、自らのものにしていただきたい。そうした思いから、この雑文を起こすことにしました。

前史

わが国の弁護士制度が、明治 5 (1873) 年の司法職務定制の代言人から始まったことは、みなさんも知っているだろうと思います。明治初期の裁判は江戸時代のそれと連続していたので、江戸時代の裁判がどのようなものであったかを知る必要があります (注 5)。

「公事師」(くじし) という言葉を聞いたことがあるでしょうか。勿論、江戸時代にも金銭貸借はあり、今日同様、借入金を返済しない者がいました。近代的な所有権の概念は成立していませんでしたが、田畑の境界を巡る紛争もありました。「縦の木は残った」(山本周五郎) で有名な伊達騒動は、大規模な土地境界を巡る紛争でした(領地争いばかりではありませんでしたが)。土農工商の階級を問わず、紛争はあったことは想像できるでしょう。そうした紛争は、享保 6 年 (1721) 年、勘定奉行(または勘定所。寺社奉行・町奉行と並ぶ三奉行の 1 つ) が創設され、同所に訴え出て解決する。この紛争解決機関を公事方(くじかた) といいました。本公事(ほんくじ) とは、不動産訴訟、土地境界画定訴訟、不法行為訴訟であり、金公事(かねくじ) とは貸金訴訟を指していました。田畑質権訴訟や家屋敷質権付貸金訴訟等は、本公事でした(注 6)。訴訟は 1 日で終わるものではなかったことは、今日と同様です。訴訟のために出府してきた者を泊める宿を公事宿(くじやど) といいました。丸の内に近い、日本橋や神田を中心に 100 軒ほどあったそうです。忠臣蔵の大石内蔵助らが討ち入りのため、長期宿泊していたのは、公事宿であったといわれています。公事宿は、奉行所の公認が必要でした。主人達は、宿泊者のために訴状を作成したり、白州(しらす)での訴訟の補佐をしたり、訴訟の相談に乗ったりしていました(注 7)。ただし、訴訟代理は認められていませんでした(老者・幼者・病者を除く)。また、古い証文を安価に買い入れその訴訟を起こす輩もおり(公事買・くじかい)、彼らは「公事師」と呼ばれていました。公事師は、取締りの対象でもありました。公事宿と公事師は、区別して考えなければなりません。この公事師と司法職務定制により創設された「代言人」での連続性があったかどうか

はわかりません（注 8）。奥平昌洪が大正 2（1913）年に刊行した「日本弁護士史」では、司法職務定制が、代言人の資格を制限しなかったため（いわゆる無資格代言人。試験なしで代言人となれた）、公事師を含めて、非常に質の悪い者が代言人になったと述べています（注 9・10）。この連中のことを「三百代言」と呼びました。そのため、代言人は、「公事師という悪魔的形相と二重写しにされつつ、その歩みを始めざるを得なかった」とまで言われております（注 11）。

明治 9（1877）年、代言人規則が制定され、免許代言人制度が創設されました。これによって、公事師や口先だけの無資格代言人が排除されました。この代言人規則の成立によって、わが国に一元主義的弁護士制度が確立したといわれています（注 12）。

代言人規則は、代言人について資格制度を導入したばかりでなく、代言人を取り締まるものでもありました。代言人規制 14 条は、「訴訟ニオイテ国法ヲ誹譏シ及ビ官吏ヲ侵凌スル者」などは「其軽重ヲ量リ裁判官直ニ之ヲ罰スル」とされ、「譴責・停業（1 月以上 1 年以下）・除名」の処分を行うとあります（注 13）。代言人に対する「統制と弾圧」が用意されていたのです。明治 9 年といえば、西南戦争の前年であり、明治 5 年の司法職務定制を定めた江藤新平は、明治 7 年の佐賀の乱で逆賊として処刑されています。明治政府の政権基盤も確立していなかった時代です。代言人が国家制度の在り方や役人の行為を批判することは、そもそも許されませんでした。批判は論外であり、「統制と弾圧」は当然のことでした。弁護士という社会制度は、その制度を取り巻く社会的環境と無縁ではありません。それどころか、当時の日本は、幕藩体制と決別したばかりで、資本主義経済の典型的発達と無縁の社会環境にありました。わが国の司法制度が未熟であり、後進的であったことは避けられません（ちなみに、大審院ができたのは明治 8（1876）年）。勿論、代言人をどのように養成するのかという視点は皆無でした。また、この時代は、民・刑未分離の時代であり、民・刑法の実体法はなく、訴訟法もありませんでした。

明治 13（1881）年、改正代言人規則が制定されました。この規則により、代言人は、各地地方裁判所本支庁ごとに代言人組合を作り、そこに強制加入されることとなりました。その目的は、自治とはほど遠い「統制と弾圧」でした。薩長の藩閥政治の確立と自由民権運動が厳しく対峙していた時代でした。

この代言組合は、組合規約を定めなければならないとしていたが、制定に当たっては「必ず検事ノ照閲ヲ経ヘシ其改正増補モ亦同シ」と定められていました。その一方で、改正代言人規則は、「譴責・停業・除名」の懲戒制度を定めています。「訟廷ニ於テ現行ノ法律ヲ誹譏スル者」「訟廷ニ於テ官吏ニ対シ不敬ノ所業ヲ為ス者」等 10 項目の懲戒事由を掲げています。これが後に旧々弁護士法

時代、旧弁護士法時代に引き継がれ、会則違反として弾圧的懲戒裁判が行われる制定法上の根拠となっていたのです。そしてこの代言人組合の強制加入は、「統制と弾圧」を貫徹するためのものでした。このように強制加入の目的が、自治を認め、これをより完全なものにするためという戦後の日本の弁護士会やイギリスのバリスターの自治団体・**Bar Council**等と全く対蹠的なものでした。弁護士に対する統制を効果的に行う機関として、代言人組合が位置づけられていたのです。

こうした代言人組合への強制加入については、「代言人ハ総テ其地ノ検事ニテ監視シ代言人規則ニ照シテ之ヲ取扱フヘシ若シ反則アル者アル時ハ其処分ヲ裁判所ニ求ムヘシ訟廷ニ於テノ犯則ハ裁判官直ニ之ヲ処分シ後検事ニ通知スヘシ」(6条)とあり、検事が弁護士の行動を監視し、統制することが目的でした。また、懲戒の裁判は裁判官が行うことになっていました。正に統制と取締りです。

しかし、この時代の代言人達のマインドは、今日においても通じるものがたくさんあります。増島六一郎は、「昔しの代言人なるものは決して嘘を吐かず、而して裁判官とともに、亦自己の持てる限りの力を傾倒して、最も的確な事実の上に最も公正な法理を充当する事に最善を尽くした。即ち昔の弁護士は学問こそ少ないか知らぬが、自分の引き受けた訴訟事件に対しては極めて忠実に先づ其事実の真相を究んことに全力を尽し、而してそれに立脚して、依頼人の有する法理上の正当な権利を遺憾なく主張するに勉めた」と言っています(注14)。正に誠実義務・最善弁護義務が尽くされていたのです。さらに、この時代の代言人の雄弁術・弁論術の進化も著しかったようです。

この時代に、優れた代言人達が綺羅星のごとく登場しています。星亨、原嘉道、花井卓蔵、岩田宙造、今村力三郎、増島六一郎、岸清一などです。花井卓蔵は、村松梢風の「花の弁論」という小説の主人公でもあります。「花井の前に花井なく、花井の後に花井なし」と謳われた程、大変弁説が上手であったそうです(注15)。

明治26(1893)年に旧々弁護士法が制定されました。この法律によって代言人は弁護士となり、代言人組合は、弁護士会となりました。しかし、「統制と弾圧」は依然として続いておりました。旧々弁護士法では、弁護士会は、「所属地方裁判所ノ監督を受ク」(19条)「会則は検事正を経由して、司法大臣の認可を受ける」(23条)、「総会と常議員会はその都度日時と議題を検事正に届出て、検事正はその会場に臨席することができる」(27・29条)というものでした。また、懲戒は、譴責・停業・除名の三種類で、控訴院検事長の訴迫により、控訴院の懲戒裁判所が判事懲戒法に準拠して行われ(31~34条)、法廷における弁

護士の態度、言論については裁判所構成法で制裁（懲戒）を加えることにして
いました（108条以下）。裁判所批判は「弁護士の品位失墜」を理由とした懲戒
事由となっておりました。弁護士武内作平は、刑事事件（賭博事件）において
証人申請を却下した裁判官に忌避の申立てを行ったところ、停職4月に処せら
れ（大正3（1914）年1月）、弁護士山崎今朝弥は、新聞紙法違反に問われた上
告事件で、無罪判決を得ましたが、「（裁判官を）偉大なる低能児の化石なり」
と表現し、停職4月に処せられました（大正11（1922）年6月）。弁護士布施
辰治は、共産党弾圧事件で、統一公判を要求し、裁判官を忌避したところ、除
名処分を受けています（昭和7（1932）年11月）。一例を挙げましたが、この
ように、弁護士に対する「統制と弾圧」は徹底していたと言って良いでしょう。
弁護士自治の片鱗も認められなかったのです。自治と自治権の根底にある哲学
は、弁護士は、誰からも、いかなる権力からも支配や干渉を受けないというこ
とです。この視点からは、旧々弁護士法の時代においても、自治は全く進展は
ありませんでした。明治29（1896）年、全国の有志弁護士を会員とする日本弁
護士協会が作られましたが、その目的は、検事正の監視下にある弁護士会では、
自治はおろか自由に法律や司法制度を批判できないことから、弁護士法によら
ない弁護士の団体が必要だったのです（注16）。日本弁護士協会は、再三にわた
って、自治権を求める大会決議を行っていました（注17）。衆議院で弁護士出身
の議員達が活躍し、自治権を認める弁護士法改正案が何度か通過しましたが、
貴族院で否決されております。自治が切実な課題であったことが理解できるで
しょう。

旧弁護士法は、昭和8（1933）年に制定され、昭和11（1936）年に施行され
ました。旧々弁護士法が制定されてから30年経過していました。この30年間
に、日本弁護士協会を中心として、各地の弁護士会は、自治の実現に向けて活
動してきました。活動の力点は、主として弁護士の懲戒は、弁護士自らが行う
ということにありました。しかし、旧弁護士法時代にも、弁護士自治が認めら
れることはありませんでした。ただし、旧弁護士法で特徴的なことは、判事・
検事と同一の試験を行い、弁護士試補として修習を義務化したことです。よう
やく、弁護士は判事・検事と肩を並べたのです。水平運動が徐々に実を結びつ
つありましたが、圧倒的な官尊民卑の風潮の中で、弁護士は卑下された監督の
対象だったのです。

私は、たまたま古本屋で昭和11（1936）年度の東京弁護士会会長の大橋誠一
氏の『弁護士道』という本を手に入れました。この「弁護士道」を精読した時、
職務基本規程に盛り込まれた弁護士の倫理規範がほぼ網羅されていることに驚
きました。会長自らが、弁護士試補に対する修習開始式において、弁護士道を
説いており、その内容にも感服しました。ぜひ皆さんにもお読みいただきたい

と思います。

旧弁護士法においても、「統制と弾圧」という特性は抜けきれないままでした。旧弁護士法の制定と施行は15年戦争のさなかでした。そして、わが国が太平洋戦争へと突入し、戦時体制下の弁護士会は、自治を求めるところではなく、逆に戦争遂行体制に組み込まれていきました（注18）。

第2 戦後の弁護士自治について

1 弁護士法の制定

昭和24（1949）年、現行弁護士法は制定されました。憲法・刑事訴訟法が改正され、同時に、裁判所法・検察庁法も改正されました。新しい時代に相応しい弁護士法が必要になったものです。憲法77条には、最高裁判所の規則制定権の中に、「弁護士に関する事項」が認められていました。しかし、弁護士法制は最高裁規則ではなく、弁護士法によって規律されることになったのです。弁護士法は、第1条で、基本的人権の擁護と社会正義の実現が弁護士の重要な使命であるとししました。そして、他国に例を見ないほどの弁護士自治、完全な自治を保証したものでした。この法案ができるまで、最高裁、司法省は、当然反対しておりました。政府は、この反対のため、改正弁護士法を国会に上程することに躊躇していました。日本弁護士会連合会（注意：日弁連ではない）が、議員立法として新弁護士法案を立法化することを決め、衆議院法制局が整理案を作成し、現行弁護士法案が確定したのです（注19）。現行弁護士法は、旧々弁護士法や旧弁護士法とは絶縁した、全く新しい制度として生まれたものなのです。我が国の弁護士達の自治への欲求を受け止め、そして弁護士自治の根拠についての合理性を確認した、大変素晴らしい内容のものとなっています。

どうか、諸君は、ここに至るまでの先人達の苦勞と努力に思いを馳せてください。

2 弁護士の職務の独立性と自治の内容

弁護士が、法律専門職として、その信ずるところに従って弁護活動を行うためには、すべての権力から独立して職権を行使し、権力の影響を受けないシステムが必要です。特に、弁護士は、ときに国家権力と闘わなければなりません。ところが、先に述べたような政治的な思惑から除名されたり、裁判官を批判すると懲戒を受ける。こんなことでは自由闊達な弁護活動はできません。そのためには、自治が必要なのです。弁護士に対する懲戒権を弁護士会が有することは、弁護士自治の本質的部分です。しかし、自治の内容はそればかりではありません。自治を貫徹するためには、登録における自治、指導監督権、強制加入制度などが必要なのです。

(1) 登録

裁判の質を保証するためには、弁護士の資質を一定水準以上に保つことが重要です。そのため、弁護士法は、資格の授与と監督権の行使により、質の確保を図っています。弁護士法 4 条は、「司法修習生の修習を終えたものは、弁護士となる資格を有する」と定めていますが、資格を有しただけでは弁護士業務を行うことはできません。資格を有する者が、日弁連に備え付けられた弁護士名簿に登録されなければならないのです（同法 8 条）。皆さんが自身で経験されたとおりです。また、この名簿に登録した者は、「当然、入会しようとする弁護士会の会員となり」ます（同法 36 条）。資格付与は登録と一体です。

登録審査は、各弁護士会に設置された資格審査会という委員会で行います。弁護士会の秩序や信用を害するおそれがある者、心身に故障があり弁護士の職務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者、弁護士の職務に公正さを疑われる者（元裁判官、元検察官が退官時の任地の弁護士会に登録しようとする等）、除名・退会等の処分を受けた者が、再度登録請求をし、その適正を欠くおそれがある者については、登録請求の進達を拒絶することができます（同法 12 条）（注 20）。さらに進達を受けた日弁連が拒絶相当と認めるときは、登録を拒絶できます（同法 15 条）。このように、日弁連が資格審査から登録手続まで一切の手続を行っています（注 21）。旧々弁護士法、旧弁護士法時代に登録手続を司法省が行っていたことと対比されると理解が早いと思います。

この資格制限は、どこの国でも認められ、逆に、弁護士でない者が法律事務を取り扱うことについて、罰則付で規制されています（同法 72 条、77 条）。この制度を法律事務独占といいます。

(2) 懲戒

旧弁護士法の下では、懲戒手続は控訴院、大審院に設置された懲戒裁判所が行っていましたが、現行弁護士法 56 条 2 項は、「懲戒は、その弁護士又は弁護士法人の所属弁護士会が行う」と定めており、弁護士会のみが弁護士の懲戒処分を行う機関とされています。

最判昭和 49・11・8 判時 765 号 68 頁は、弁護士の懲戒制度が「弁護士会の自主的な判断に基づいて、弁護士の綱紀、信用、品位等の保持をはかることを目的とするものである」と明言しています。何度も言いますが、この懲戒権こそ、弁護士自治の本質的部分といえます。

懲戒手続は 2 段階に分かれています。綱紀委員会（同法 70 条）における調査手続と懲戒委員会（同法 65 条 1 項）における審査手続です。両委員会は、弁護士会内に置かれた委員会ですが、会自身に懲戒の判断権を付与せず、会から独立した、両委員会の議決に基づくことを要するとしたものです。前者は、懲戒請求（同法 56 条により、誰でもできます）が、懲戒するに足る

理由があるかどうかを調査し、後者は、前者が理由があると認めた申立てについて審査を行い、処分を決めます。両委員会とも独立した委員会であり、弁護士会の会長といえども、調査や審査に関与できません（注 22）。日弁連会則や各弁護士会会則で、綱紀委員会の規程が定められていると思いますが、ほとんどの会則で、会の執行部（会長・副会長）や常議員会の委員は、両委員会の委員となることはできないとされています。

両委員会には、弁護士以外に裁判官・検察官・学識経験者がそれぞれ 1 名ずつ、外部委員として議決権を持って議事に参加しております。弁護士会の懲戒手続に透明性を確保するためです。懲戒権を与えられた弁護士会が独善に陥らないためです（同法 66 条の 2、70 条の 3）。自治を確実にするため、弁護士の委員の方が多数である仕組みになっています。

弁護士自治の例外として、綱紀審査会があります（同法 71 条）。単位会の綱紀委員会で懲戒しない旨の議決が出され、日弁連綱紀委員会においても懲戒しないと議決した時、懲戒請求人は、非法律家（弁護士は勿論、裁判官・検察官も委員になれません）11 人で構成する綱紀審査会に不服申立てができます。懲戒手続に国民の声を反映させるための制度です。今日まで、綱紀審査会が設置されて以来、懲戒相当と議決された例は数件あります。懲戒手続を自己完結的に行うということが自治の内容とすれば、例外ということができますが、私は、これをもって自治の崩壊ということとはできないと思います。

懲戒の種類は、「戒告、2 年以内の業務停止、退会命令、除名」の 4 種類です（同法 57 条）。弁護士のみならず、弁護士法人に対しても同様の処分が可能です（同法 57 条 2 項）。私は、昨年 1 年間、自由と正義に公表された懲戒事例を分析してみました（注 23）が、56 期以降に登録した弁護士に対するものは 0 件でした。登録後 10 年程は倫理違反行為を避けてますが、次第に規範意識が鈍麻していくようです。登録後 30 年以上の方（30 期以前）が 38 名で、全体の 58.4% を占めており、ベテラン弁護士の非行が目立っています。晩節を汚さないことです。皆さんにこんな話をして、自分は関係ないと思うかも知れませんが、そうではありません。日々の業務の積み重ねが、皆さんの弁護士人生となるからです。皆さんは、常に倫理規範（弁護士法、職務基本規程等）を学習し続けなければならないのです。

私は現在、日弁連綱紀委員会の委員をしております。原弁護士会で懲戒不相当となった事件や原弁護士会が相当期間内に処分を行わない場合に、懲戒請求人は、日弁連綱紀委員会に異議を申し立てることができます。その異議に理由があるかどうかの審査を毎月 1 回行っております。懲戒の件数や処分結果については、弁護士白書に詳細に載っておりますので、それを参照してください。

私が毎月十数件の異議申立事件を審査する中で感じることは、どうしてこんなに多くの懲戒申立事件があり（勿論、濫申立に近いものも多い）、相対的な印象ですが、弁護士の倫理水準が下がってしまったように思われます。弁護士自治を標榜するのであれば、弁護士は自ら襟を正し、依頼者やその関係者から非難を受けないようにしなければなりません。ところが、年間懲戒件数は 70 件近くあり、除名や退会命令といった重い処分も毎年数件ずつあります（注 24）。こうした懲戒事例は、日弁連の機関誌「自由と正義」において公告されておりますが、本当に情けない状態です。今後、人口増による過当競争も予想されます。皆さんには、自治というものが、誰かの手によってどこかで行われているものではなく、自分も当事者・自治の担い手であるということ念頭に置いて業務を行って欲しいと思います。

(3)指導監督

同法 31 条は「弁護士会は、弁護士及び弁護士法人の使命及び職務に鑑み、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士法人の指導・連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする」と定めています。

また、弁護士会以外の機関は、弁護士に対する指導や監督を行うことができません（注 25）。

(4)強制加入制度

日弁連・弁護士会には、登録・指導・監督・懲戒を行うという高度な自治が認められていますが、その自治権の徹底を図るためには、強制加入制度が必要となります（同法 8～11 条、31 条）。もし任意加入制度を認めたならば、自治は実効性を失ってしまうからです。自治と強制加入は表裏一体なのです。

この強制加入制度が憲法 21、22 条に違反するとして、懲戒処分の取消を求めた訴訟で、最高裁は、強制加入制度は弁護士自治に不可欠なものとして、公共の福祉に合致し、違憲ではないとしています（最判平成元・4・27 民集 43 卷 4 号 322 頁、判時 1343 号 144 頁、最判平成 4・7・9 判時 1441 号 56 頁）。

逆に強制加入団体であるがゆえに、日弁連や弁護士会の活動は目的に拘束され、そこから逸脱することができません。特定の政治的意見や主張への加担、中立性・公平性を損なう活動は許されないのです。しかし、弁護士は「法律制度の改善」に努めなければなりません（同法 1 条 2 項）。日弁連や弁護士会が、国民の基本的な人権や社会正義にかかわる法改正や立法に対し、積極的にコミットしていくことは、目的に沿う行為であると判断されています（東京高判平成 4・12・21 自由と正義 44 卷 2 号 99 頁－総会決議無効確認請求訴訟）。

(5)財政的独立

国家権力から監督を受けないためには、財政的にも独立していなければな

りません。日弁連・弁護士会の活動費（職員の人件費や諸々の活動費用）は、全て会員が支払う会費によって賄われています（会則 91 条）。したがって、会員の最も基本的な義務は、会費の納入です。会費の未払いは会則違反であり、懲戒事由となります。また一般会費の他に、当番弁護士とひまわり基金のための特別会費があります（会則 95 の 3）。なお、日弁連が総会決議によって会費を増額することは、弁護士自治の内容であり、裁判所は自治を尊重し、適否について介入しません（大阪高判平成元・2・28 判タ 703 号 235 頁）。

3 弁護士会の行政機関性

以上、述べてきたことから、登録から指導監督・懲戒まで弁護士会が行うということは、日弁連・弁護士会は行政機関としての性格も兼ね備えているということがわかったと思います。つまり、懲戒処分は弁護士の身分に変更を加える国家の行政行為ということです。そうだとすると、弁護士会の処分は、行政不服審査法や行政事件訴訟法により、審査請求や取消訴訟の対象となります。なお、弁護士法 62 条は、取消訴訟は東京高等裁判所を唯一の管轄裁判所としています。他の行政処分の取消訴訟と比べて特徴的なことは、多くの判決は、弁護士会に自治が認められていることから、弁護士会に大きな裁量権を認めていることです。最判平成 18・9・14 判時 1951 号 39 頁は、このことを明言しています。司法判断にあたっては、まず、処分の基礎となった事実認定は他の取消訴訟と同様、裁判所が証拠によって認定します。処分の基礎となった事実についての立証責任は、弁護士会にあります。ここまでは通常の行政訴訟と一緒にです。問題は、裁判所が確定した事実を前提としていかなる処分をすべきか。業務停止なのか退会命令なのか、業務停止の期間はどれ程が妥当か等につき、弁護士会に合理的範囲内で広い裁量が認められるとしています。司法は弁護士会の自治を尊重し、一步引いたところで判断しております。

前述した通り、弁護士会の会費をいくらにするか、あるいは特別会費を徴収するか否か等については、裁判所は自治を尊重し、適否について介入していません。また、弁護士会の処分が行政行為を行う主体でもありますので、弁護士会が、国家賠償法第 1 条の公共団体に該当することは当然のことです。東京地判平成 15・10・28 判タ 1163 号 173 頁は、弁護士会に対する国家賠償請求について、弁護士会に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、通常尽くすべき注意を尽くしていなかった場合にのみ、国家賠償法上違法の評価を受けるとしております。ここでも、裁判所は一步引いて弁護士会の自治を尊重していると考えても良いと思います。ということは、弁護士会に自治を実現する一層重い責任があるといえます。

4 自治獲得後の先人弁護士たちの活躍

弁護士が、裁判所・検察の支配から解放されたのち、先人弁護士たちの活躍は目を見張るものがありました。松川、三鷹などの権力犯罪を無罪とした刑事弁護活動や 4 件の死刑事件を再審無罪とした活動。四日市、熊本、新潟、富山の四大公害訴訟。大阪空港や新幹線差止訴訟。スモン、HIV などの薬害訴訟。数多くの国賠事件。なかでも、捜査官の捜査の違法を指摘した国賠事件。これらの公益訴訟は、自治があつて初めて可能となったものです(注 26)。弁護士は、権力者による権力の行使を常に監視し、違法があれば是正を求めていかなければなりません。これが社会正義の実現であり、このことを可能にしているのが弁護士自治なのです。われわれは常に肝に銘じていなければなりません。

5 弁護士自治の危機

(1) 昭和 39 (1964) 年 8 月に発表された臨時司法制度調査会意見書は、弁護士自治について「諸外国の例に徴すれば、弁護士としての活動の許可懲戒(中略)などの面において、何らかの外的規制が存在することが通例であつて、この面から見れば、何らの外的規制を受けない我が国の弁護士及び弁護士会の責任は、諸外国に類を見ないほど重くなっている」と述べています(注 27)。外的規制がないことを非難しているのか、弁護士および弁護士会の責任が重いことを指摘しているのか。文脈が一貫していないので判然としませんが、前者であれば誤りです。日弁連や単位会がこぞつてこの意見書に反対しました。この意見書が、弁護士制度の改革に寄与することがなかったのは幸いでした。

(2)昭和 50 (1975) 年代の「荒れる法廷」の時代に、突然の退任や辞任を繰り返す弁護人がいました。この弁護活動をどう評価すれば良いでしょうか。弁護士は、依頼者の代理人であると同時に、司法の一翼を構成する機関でもあります。刑事弁護においては徹底した党派的弁論が許されると思いますが、突然の退任や辞任が党派的弁論から許されるとは思いません。こうした突然の退任や辞任について、裁判所から懲戒請求が申し立てられたのみならず、法務省からは「弁護人抜き裁判」法案が出されるに至りました。自治権があるからといって、どんな行動でも許されるわけではありません。このことにまず思いを致すべきです。この一連の事件を切掛けに、「刑事法廷における弁護士活動に関する倫理規定」が制定され、弁護人抜き法案は廃案になりましたが、同時に、今後、合理的理由のない退任や辞任は許されなくなりました。ひとまず、弁護士自治の危機は回避されました。

弁護士登録してから現在まで

私が登録して15年くらいは、変化のない時代であったと思います。しかし、徐々に変化の萌芽は現れていたのでしょうか。今思えば、事件の大型化・複雑化が始まっていたのだと思います。地方都市の札幌でも、個人事務所で扱えない、同時的に大量の人員を注入しなければならない事件が生まれつつありました。

また、検察官の任官希望者が減少し、危機感を持った法務省が、司法試験合格者増を打ち出したのです。検察の業務を魅力あるものにして、希望者を増やすのではなく、母数を大きくして希望者を増やす政策でした。司法試験の合格者は、長い間500人前後だったものが、次第に増加し始めたのです（注28）。そして、平成13（2001）年、司法制度改革審議会意見書は、3,000人まで増員すべきであるとし、3,000人が閣議決定されたのです。今や弁護士人口をめぐって、議論が喧しい状態です。平成22年の日弁連会長選挙の最大の争点になりました。しかし、人口増の流れは止められないだろうと予測されます。

私が登録した当時は、多くの弁護士事務所は自宅と一緒であり、事務所といってもOA機器は全くなく、コピー機も導入されつつあった時代でした。機動性というものが考慮されない時代でした。裁判所提出書面はタイプで打たれていましたし、その訂正は大変なことでした。タイプで打つ前に、原稿が確定していなければなりません。タイプで打たない手書きの書面もありました。また、記録の謄写も筆写でした。

また、私は、依頼者に最新のサービスを提供するために、最新の判例の動向を把握しておかねばならないと思い、司法試験に合格したその月から、判例時報・ジュリスト・民商法雑誌を定期購読し始めました。登録して3年くらいまでは、雑誌に追いつくことで必死でした。しかし、徐々に、業務の多忙さと非効率故に次第に精読しなくなり、見出しを読む程度になってしまいました。それでも、重要判例はファイルを作り、編集していきました。今も、重要判例についてはファイルを作っていますが、数から言うと昔日の面影もありません。

私が登録した当時、判例についての平均的な知識レベルは大変低かったと思います。Up-to-dateな情報を持っている弁護士はほとんど居りませんでした。それでも、業務に支障はありませんでした。専門性が鋭く求められたということもありませんでした。民商法と刑法が分かっていたら、何とか事件を処理することができました。今、振り返ると、誠に牧歌的な時代でした。年1回の弁護士研修が唯一の情報源だったという弁護士も少なくありませんでした。今日、誰でも判例データベースにアクセスでき、直近の判例に依拠して弁護活動を行うのと大違いです。

OA機器と判例データベースの進歩・発展は止まるところを知りません。今

や学習の蓄積のない者でも、データベースさえあれば、古参の弁護士に太刀打ちできます。否、それ以上にデータベースを活用する能力があるかも知れません。私の事務所の法律雑誌は、書棚を占領するゴミになりつつあります。

FAX が導入された時、FAX による書面の提出や送達を拒否されていた弁護士がおられました。「機械は嫌だ」と仰っていました。その先生はお亡くなりになりましたが、もしご存命でおられたら、今時の通信機器の発展に驚かれることは必定でしょう。税務申告が e-tax で行われるように、裁判所も、パソコンを使った訴状や準備書面の提出を認めるようになるかも知れません（既に督促手続がオンラインで行われるようになりました）。パソコンが使えなければ、何事もなしえない時代に突入していることは確かです。

しかし、これらはいくまでも弁護士業務におけるツールであり、われわれが身に付けるべきマインドそして磨くべきスキルではありません。データベースにより、判例の検索は確かに便利にはなりましたが、その判例をどう評価し、自分の事件に当てはめるのかという能力が求められるのです。こうした実力は一朝一夕に形成されるものではありません。ところが、登録間もない弁護士には、情報にアクセスできることと、アクセスした情報を評価することが同じことであると錯覚している人が多いようです。有り余る情報を取捨選択できないことは、何も知らないことより弊害が大きいのです。肝心なことは、法律専門家として実力を蓄えること、弁護士倫理に精通し高度のマインドを形成することです。

登録から今日までの 35 年間で民事法領域での立法・法改正は目覚ましいものがありました。

①民事執行法（1980 年）、②民事保全法（1991 年）、③借地借家法（1992 年）、④不正競争防止法（1994 年）、⑤P L 法（1995 年）⑥民事訴訟法（1998 年）、⑦民事再生法（和議法の廃止・1999 年）、⑧D V 防止法（2001 年）、⑨会社更正法（2003 年）、⑩成年後見法（2004 年）、⑪消費者基本法（2004 年）、⑫破産法（2004 年）、⑬人事訴訟法（2004 年）、⑭行政事件訴訟法（2004 年）、⑮会社法（商法の一部廃止・2005 年）、⑯民法の口語化（2005 年）、⑰不動産登記法（2005 年）、⑱法の適用に関する通則法（法例の廃止・2006 年）、⑲金融商品取引法（2006 年）、⑳一般社団・財団法人法（2008 年）の制定や改正がありました。

よくもこれほど多くの法改正を行ったものだと思います。私自身、どこまで付いてこられたか、心許ないものがあります。そして民法改正が俎上にのぼっています。今や、手形事件も減少しました。また、のちに述べるように過払金

についての最高裁判決が確定し、金融業者が次々と市場から消えていきました。「ナニワ金融道」に出てくる街金（まちきん）は、消滅したのです。手形を割れない中小企業は、今どうやって資金繰りをしているのでしょうか。

1980年代の後半からバブル景気という資産価格が一時的に異常に高騰した時期がありました。日本中が投機をしなければバスに乗り遅れるとばかりに投機熱に支配されていました。日経平均株価が4万円と現在の4倍もしていた時代でした。地上げ屋が横行し、借地権の評価をめぐって紛争が多発しました。ゴルフ場の会員権も資産とみなされ、高騰しました。そして、1991（平成3）年、バブル経済が崩壊したのです。多くの人は、いつまでも続く筈のないと思いつつもまだ大丈夫だと考えていたバブルがはじけたのです。地価は下落し、貸し倒れが発生しました。金融機関は、膨大な不良債権を抱えてしまいました。そして住専（住宅金融専門会社）が破綻し、1997（平成9）年、ついに都市銀行であった北海道拓殖銀行（拓銀）まで破綻してしまいました。翌1998年、長銀、日債銀も破綻しました。ゴルフ場の破綻も相次ぎ、会員権は紙くず同様となりました。会員権を巡る事件も一時のあだ花のようでした。私は拓銀の関連会社であるたくぎん抵当証券株式会社の破産管財人として、5年間、不良債権処理に従事しました。回収した480億円という数字は、道内の倒産事件では空前の金額だと思っています。旧破産法を駆使した債権回収でした。

一方、刑事法の領域では、昨年裁判員裁判が始まりました。皆さんご承知のとおりです。制度設計の時点で、裁判員の数をどうするか大変な駆け引きがありました。私は、当時、日弁連副会長として、一連の司法改革の立法に関わりました。最高裁は、裁判官と同じ数の3名を主張し、日弁連は、裁判官を入れて12名（裁判員9名）を主張し、最終的には6名に落ち着いたのです。被疑者国選制度も始まりました。ところで、この35年間で刑事司法にどんな変化があったのでしょうか。裁判官は、人質司法を崩そうとしないし、自白の任意性・信用性の認定について変化はありません。極端な拷問等による自白は、少なくなりましたが、自白の成立過程を争っても、なかなか壁を突破できないでおります。21世紀になっても、このまま推移する気配です。裁判員が、僅かな合議の時間で、否認事件での自白をどう評価するのか、影響は大きいだろうと思います。

労働法制では、正規社員と非正規社員に二元化し、いつでも労働者を解雇できる仕組みができ上がり、「貧困と格差社会」を作り出してしまいました。規制緩和と新自由主義という妖怪が闊歩した結果です。裁判所が、解雇法理の判例を形成したものを嘲笑うかのようです。

平成 16 (2004) 年、法科大学院がスタートし、その卒業生達が今や第一線で活躍しております。法科大学院をどう育てていくのか。プロフェッションの特性の 1 つに、後進を自前で養成するということがあります。弁護士会はこれまで、最高裁の下請けとしての弁護修習に関与しただけでした。それが、法科大学院→新司法試験→新修習とすべての過程に弁護士会が関与するようになったのです。これ程多くの弁護士が後進の育成に関わった時代はないだろうと思われまふ。日弁連、弁護士会が法科大学院からも期待される存在でなければならぬと思っています。私は、北海道大学法科大学院で、法曹倫理を 4 年間教えました。拙著『弁護士のマインド』(2009 年・弘文堂) は、講義録を要約したものです。授業の中で、弁護士の職務の独立性、弁護士自治の重要性を何度も説いたつもりです。

今日、サラ金・信販の過払金請求が弁護士の特需になって(終わりつつあるようですが) います。歴史上、初めて弁護士業界に特需が舞い込んだのです。パソコンさえあれば格別の知識もスキルも不要で、それなりに報酬が約束される事件が膨大に発生したのです。ある法律事務所は、この特需を目当てにテレビ等でコマーシャルを流し、顧客の獲得に血眼です。高額のコマーシャル・フィーを支払っても、まだ採算が合うのです。この過払金請求も、いずれ収束されるでしょう。利息制限法を超える新規の貸出がなくなった以上、パイは限られているからです。その時、過払金請求に依拠していた弁護士業務は、どう変貌するのか。この事態は数年後に確実にやってきます。また、広告解禁が司法へのアクセスを高めると言っていた人がいました。特定事務所の集客ツールをそのように評価していたのです。全くおめでたいレトリックだったのです。

われわれは、これから、どこへ行こうとしているのか

ここまでは、私が登録してから 35 年の変化の概観です。近未来の弁護士の姿を想像してみましょう。

冒頭で述べた弁護士の階層分化は、益々進むでしょう。涉外系事務所が隆盛期を迎えるでしょう。法律事務所の大型化・大規模化は、一層促進されるでしょう。他方、法律事務所の共同化が進み、弁護士 1 人事務員 1 人という小規模事務所はなくならないまでも減少するでしょう。弁護士の意識も変化し、「独立開業至上主義」は、減っていくでしょう。

その一方で、ドイツのように、失業する弁護士が出るでしょう。ドイツでは、弁護士人口 10 万人が「魔のライン」といわれていましたが、今や 15 万人を超え、失業する弁護士、タクシー運転手となった弁護士が出ております(注

29)。今日「即独」といわれる、登録時に行き場のない弁護士以外にも、事務所経営が成り立たず、廃業する弁護士も出るでしょう。

その結果、弁護士という職業が、裕福層と困窮層という二つの階層に二極化し、共通の指導理念を持てなくなるかも知れません。何故なら、依頼者の層も違いますし、業務内容も異なります。そのうえ、この二つの階層の弁護士の職業観や人生観は、大きく異なったものとなるからです。

弁護士人口の増大により、司法過疎地といわれた地方にも、弁護士が常駐し、法的サービスを提供できるようになるでしょう。法テラス関係の扶助予算は、増額されるでしょう。これによって、ユビキタス社会が一定程度形成されるでしょう。

都市部における弁護士人口の爆発は、事件処理のあり方にも影響を与えるようになるでしょう。通常事件は増えず、パイの増大は期待できません。過去10年間の司法統計をお読み下さい（注 30・34）。アンビュランスチェイサーのような弁護士も出るでしょう（注 31）。着手金狙いの事件あさりも、多くなるでしょう。2億5000万人の人口を抱えるアメリカには、100万人超の弁護士がおります（人口250人に1人が弁護士）。弁護士のアメリカ化が進むでしょう。

懲戒事件も激増するでしょう。平成12（2000）年の懲戒件数は41件でしたが、平成21（2009）年のそれは76件と倍増しています。弁護士を見る市民の眼も大変厳しくなる一方で弁護士の非行も増えるならば、懲戒申立てが増えるのは、自然です。弁護士倫理の徹底がより求められるでしょう。

予防法務関連の業務が進展し、紛争の発生を避けるようになるでしょう。そのため、会社法務部の中に、組織内弁護士が大量に必要なようになるでしょう。組織内弁護士は、現在まだまだ少ない状態（注 32）ですが、次第に企業や自治体の意識も変化するだろうと思います。

法律事務独占も、司法書士に簡裁代理権が認められ、法律事務独占の一角が崩れました。司法書士会は、「街の法律家」を標榜し、今後、弁護士と全く同等の代理権を要求してくるでしょう（ただし、民事・家事のみ）。フランスでは、弁護士（*avocat*）と代訴士（*avoué*）が統合し、新アボカとなり、さらに1990年、新アボカは *conseil juridique*（法律相談士とか法助言士と訳されている）と統合され、新アボカとなりました。伝統的なアボカ（名誉職であり、報酬を受け取らない、親子代々続いたアボカ）はこうして消滅しました。フランスのように、弁護士が司法書士に吸収されるとは思いませんが、司法書士会の政治力は強力で、弁政連の比ではありません。司法書士のみならず、隣接職種からの弁護士の職域の浸食は続くでしょう。

市場のグローバリゼーションに伴い、世界中の弁護士資格の共通化もあるか

もしれません。EU諸国において、弁護士資格が共通化し、EU域内の弁護士であれば、EU内において、どこでも弁護士活動が許されることが検討されています（注33）。極論すれば、国家主権の枠組みが変質しつつあるのです。鳩山由起夫前首相の東アジア共同体構想も現実のものとなるかも知れません。その時、中国・韓国・日本の弁護士の資格の相互承認が行われ、その国の弁護士と同等の資格が与えられるようになるかも知れません。

弁護士が増えても、日本社会の特性から、「法の支配」が社会の隅々まで行き渡るには、相当の時間（50年ないし100年）を要するでしょうし、もしかすると行き渡ることがないかも知れません。英米法系の国々の歴史的背景や、文化的背景と大きく異なっているからです。○頁で述べたように、多数の法改正が行われ、司法へアクセスする機会が格段に増えたにもかかわらず、かつ、弁護士が増えたにも関わらず、民事・行政事件の新受件数は、2004年に比べ2/3に減少しています（注34）。また、弁護士1人当たりの訴訟事件数は、2000年に比べ21.7%の減少です（注35）。これは、過払金請求事件を含んでいます。長いスパンで見れば、徐々に「法化社会」が実現されているのですが、近未来的には、「法化社会」の実現はなかなか困難なように思えます。

法科大学院制度が導入され、法科大学院を卒業しなければ、そもそも司法試験を受けられないという仕組みが今年で完成いたします。旧試験がなくなりました。かつては、中国の科挙の試験のように司法試験に合格しさえすれば、一定の生活が保証されていたこともありました。弁護士の絶対数が少なかったことによる恩典でした。今やそのような恩典は、全くありません。逆に、前述した弁護士人口増により、司法修習生の就職先は、司法修習修了者に比べて十分でなく、基礎的なOJTを受けられない弁護士も出現しています。その上、法科大学院では、入学金、授業料、生活費もかかることから、相当程度経済的に裕福でなければ、法科大学院に進学出来ないという状況も生れつつあります。そのうえ、弁護士という職業が「未来産業」ではなくなりつつあるとき、若くて優秀な人が法律家になろうとする動機付けがなかなか難しい。新司法試験は、資格試験である筈なのに、あたかも競争試験の観を呈しています。合格率が低ければ、あえて不合格（三振）の危険を犯してまで法科大学院に進学することはなくなるでしょう。現に、法科大学院適性試験の受験者数は激減しています（注36）。その結果、相対的に法曹の質が低下することも考えられます。そのうえ、司法修習生に支給されていた給費がなくなり、貸与制に移行したならば、ますます若くて有能な人は、法曹への道を閉ざされるでしょう。要するに、日本という国は、弁護士という司法制度のインフラを、自らの責任で養成するというのを放棄してしまい、金を貸すから後で返せというとんでもない社会を形成しようとしています。なお、給費制の廃止・存続は、現在のところ日弁連

の猛烈な巻き返しによる運動が展開されていますが、どうなるか予断はゆるしません。

時が移ろうとも変わらないもの・変わるべきでないものはある筈です。それはまず、弁護士はプロフェッションとして独立していること。弁護士が、紛争解決の担い手として、依頼者の代理人として、公益のために奉仕すること。弁護士の使命を実践していくこと。そして、これらを保障しているのが、「弁護士自治」です。私は、これらは、変えてはいけない重要な価値であると思っています。

弁護士自治も時代とともにあることはそのとおりですが、弁護士の独立性に影響を与える介入は阻止しなければなりません。外部からの介入には、日弁連・弁護士会が団体として反対できますし、力も結集できるでしょう。しかし、内部から崩壊することだってあり得ます。弁護士団体が勝手に自治を失っていくのです。イギリスの *solicitor* の団体である *Law Society* が多額の法律扶助金を受けながら、適切な苦情処理を怠ったため、自治権の一部を剥奪されました。他山の石としなければなりません（注 37）。

弁護士自治は、たかだか 60 年の歴史しかないものだから、変えることに躊躇すべきでないという方もおられます。しかし、この意見は、歴史が浅いから、その内容に価値がないというのと同じです。歴史が浅かろうと深かろうと、弁護士自治が持っている大事な価値は、尊重していかなければならないのです。

われわれが去った後の 21 世紀中葉あるいは末葉の弁護士達は、何を *core value* として生きていくのでしょうか。ブランダイスが批判した「金だけが弁護士業務の唯一の指標」となる弁護士（注 38）が溢れる時代になるのか。それとも、弁護士の職務の公共性に思いを至し、公益活動に参加する弁護士がなお、大数を占めているのか。前者であるならば、弁護士に対する社会の評価は、樽の底に沈んでいるでしょう（注 39）。弁護士法 1 条は削除されるのか。削除されないまでも、弁護士の使命を正面から受け止める弁護士は、ごく少数になってしまうのか。私は、規制改革会議や経済界がもくろんだ司法改革の行く末が、ここにあるように思えてなりません（注 40）。私の憶測が当たっていない事を祈るばかりです。

皆さんが、弁護士自治というものをしっかり受け止め、発展させることを願って、私の話を終えます。

- (1) 弁護士白書 2009 年版 80 頁
- (2) 拙著『弁護士のマインド』(2009 年・弘文堂)
- 3) 岡崎克彦「ドイツにおける弁護士とその業務の実情について(1)」判時 1716 号 32 頁
- (4) 会費の滞納は会則違反であり、懲戒事由でもあります。多くは戒告ですが、同種懲戒歴がある場合には、業務停止の処分となることもあります。会費滞納者は、若手よりもベテランが多い。
- (5) 園尾隆司『民事訴訟・執行・破産の近現代史』(2009 年・弘文堂) 1 頁、林屋礼二『明治期民事裁判の近代化』(2006 年・東北大学出版会) 29 頁、江藤价泰「明治初期の「弁護士」制度について」小山昇ほか編『裁判法の諸問題：兼子博士還暦記念(下)』(1970 年・有斐閣) 1 頁。
- (6) 園尾・前掲注(5)10 頁
- (7) 高橋敏『江戸の訴訟－御宿村一件顛末』(1996 年・岩波書店) は、実際にあった訴訟をベースに、公事宿の実態を表している。同書によると、公事宿は、訴訟のために出府した関係者を宿泊させるかたわら訴訟事務を助けることが許されていた。その他に、呼出状(召喚状)の送達や、当事者の出廷確保など(現在の)裁判所が行うべき業務も担っていた。なお、荃田佳寿子「内済と公事宿」山口啓二ほか編『裁判と規範：日本の社会史第 5 卷』(1987 年・岩波書店) 参照。
- (8) 古賀正義「日本弁護士史の基本的諸問題」古賀正義編『弁護士の業務・経営：講座現代の弁護士 3』(1970 年・日本評論社) 1 頁。
- (9) 奥平昌洪『日本弁護士史』(1914 年・巖南堂書店) 45 頁。
- (10) R.W.ラビノヴィッツ「日本弁護士の史的発達」自由と正義 8 卷 9 号 6 頁、松井康浩『日本弁護士論』(1990 年・日本評論社) 4 頁、園尾・前掲注(5)16 頁では、連続性がないことになる。
- (11) 三ヶ月章「弁護士」潮見俊隆編『現代の法律家：岩波講座現代法 6』(1966 年・岩波書店) 212 頁。園尾・前掲注(5)16 頁では、公事師は、明治に入って、「代書人」といわれる職種となり、後に司法書士となっていると述べている。公事師と連続性のあるのは弁護士ではなく司法書士でないのか。江戸時代には、そもそも代理という観念はなかった。
- (12) 江藤・前掲注(5)「明治初期の「弁護士」制度について」 32 頁
- (13) 柏木博「弁護士倫理の歴史的検討」自由と正義昭和 53 年 1 号 13 頁、松井・前掲注(10)『日本弁護士論』 7 頁
- (14) 森長英三郎「弁護士自治獲得と地位向上の歴史」自由と正義昭和 50 年 8 号 2 頁、同「在野法曹 85 年史」法律時報 32 卷 6 号 108 頁。

- (15) 伊達利知回顧談『巨匠弁護士を語る』（1990年・法律新聞社）、小林俊三『私の会った明治の名法曹物語』（1973年・日本評論社）。
- (16) 第二東京弁護士会『弁護士自治の研究』（1976年・日本評論社）26頁。
- (17) 第二東京弁護士会・前掲注(16)35頁
- (18) 松井・前掲注(10)『日本弁護士論』211頁は、弁護士会の戦争協力について述べています。
- (19) 第二東京弁護士会・前掲注(16)48頁、三ヶ月・前掲注(11)219頁。
- (20) 鬼頭史郎元裁判官は、裁判官弾劾裁判所で罷免の判決を受けたのち、法曹資格を回復し、弁護士会に登録申請を行ったが、拒絶されている（弁護士資格・懲戒事件議決例集6号18頁）。
- (21) 東京高判昭和50・1・30判タ326号235頁。日弁連資格審査会議決例集は、進達拒絶の事例集です。弁護士会にありますので参考にしてください。
- (22) 東京高判昭和42・8・7行裁例集18巻8・9号1145頁は、弁護士会の執行部が調査手続に同席し、意見を述べたことから、処分を違法として取消しています。
- (23) 拙稿「過去1年間の懲戒処分の分析－設立記念講演から」札幌弁護士会会報平成21年1月89頁。
- (24) 『弁護士白書2009年版』205頁
- 25)この指導監督は、弁護士会の役員が弁護士事務所に乗り込んでまで、個々の業務を指導監督することを意味しません。奈良地判平成20・11・19判時2029号100頁は、「弁護士の弁護権、職務の独立性、守秘義務に照らすと、研修、研究等の一般的な指導監督をすることができるのに止まり、(中略)弁護士会の指導監督による是正が特に必要な場合など、特段の事情が存在する場合のほかは、許されないものと解するのが相当である」、「弁護士会の指導・監督は、原則として懲戒手続によって行うべきであって、所属弁護士の受任事件の処理に関して、(中略)、個別具体的に指導監督権を行使することは、懲戒手続を待っていたのでは、回復し難い損害の発生が見込まれるなどの特段の事由が存在する場合でしか許されない」としています。
- (26) 弁護士の公益活動については、拙著・前掲注(2)27頁。
- (27) ジュリスト307号62頁に、臨時司法制度調査会意見書の全文が掲載されている。
- (28) 合格数の推移については、法務省のホームページの「資格試験」<http://www.moj.go.jp/SHIKEN/index2.html#01>を参照ください。年度ごとにデータが載っています。
- (29) 岡崎克彦「ドイツにおける弁護士とその業務の実情について(1)」判時1716号28頁

- (30) 裁判所のホームページ <http://www.courts.go.jp/>の「司法統計」を参照ください。
- (31) 拙著・前掲注(2)179頁
- (32) 青山学「企業内弁護士促進 PT」自由と正義 61 卷 6 号 20 頁では、2009 年度の統計によると全国で 412 名となっています。
- (33) 須綱隆夫「ヨーロッパにおける法律職の動向」『グローバル社会の法律家論』（2002 年・現代人文社）202 頁
- (34) 司法統計年報の推移表を添付します。

第 1-1 全新受事件の最近5年間の推移【全裁判所】

| 年次 | 全事件 | 民事・行政事件 | 刑事事件等 | 家事事件 | 少年事件 |
|-------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|
| 平成16年 | 5 742 030 | 3 173 083 | 1 607 589 | 699 553 | 261 805 |
| 17年 | 5 235 354 | 2 712 896 | 1 568 158 | 717 769 | 236 531 |
| 18年 | 5 073 647 | 2 621 139 | 1 495 046 | 742 661 | 214 801 |
| 19年 | 4 546 332 | 2 255 537 | 1 341 657 | 751 499 | 197 639 |
| 20年 | 4 432 986 | 2 252 438 | 1 238 801 | 766 013 | 175 734 |

(注)

- 1 民事・行政事件及び家事事件は件数、刑事事件等及び少年事件は人員である。
- 2 「刑事事件等」には医療観察事件(平成17年7月15日施行)を含む。
- 3 「少年事件」には家庭裁判所で受理した成人の刑事事件を含む。

- (35) 『弁護士白書 2008 年版』49 頁。弁護士 1 人当たりの事件数は、2000 年に比べ全国平均で 21.7%減少している。
- (36) 週刊法律新聞平成 22 年 6 月 4 日号によると、
『出願者 7 年連続で減少～適性試験』
「大学入試センターは 5 月 28 日、20 日に実施される平成 22 年度法科大学院適性試験に 8650 人が出願したと発表した。前年と比較すると、16%減で、7 年連続の減少となった。同センターが実施する適性試験の出願者は、15 年度の開始から、終了する 22 年度までで、約 3 万人減少したことになった。」とのことです。
- (37) 岩井直幸「21 世紀の弁護士・裁判官像を目指して－イギリスにおける弁護士・裁判官の評価制度の提案－」判タ 1077 号 30 頁
- (38) 拙著・前掲注(2)26 頁
- (39) 樽の底に沈むという表現は、山口繁「リーガルプロフェッションの行方」(法の支配 133 号 4 頁)において、山口氏が P.M ブラウンの著作『悪党ども：リーガルプロフェッションの身売り (RASCALS : THE SELLING OF THE LEGAL PROFESSION)』（1989 年）から引用したものです。要するに最低の

職業ということです。

(40) 社団法人経済同友会「現代日本社会の病理と処方」(1994年)、社団法人日本経済団体連合会「司法制度改革についての意見」(1995年)、経済戦略会議「日本経済再生への戦略」(1999年)は、弁護士自治を目の敵にしている訳ではありません。しかし、多数の弁護士を生み出し、弁護士を階層分化することによって、弁護士自治に対する意識は変化するでしょう。一枚岩ではなくなるのです(もう既に一枚岩ではないのかも知れません)。「存在は意識を規定する」からです。その時がいつやって来るかは分かりませんが、相当程度の確率をもって、来るといえるでしょう。吉川精一「英国における弁護士の二極化と弁護士自治の弱体化」自由と正義 60 卷 10 号 57 頁は、ソリシターの二極化により、ソリシターが同質性を失い、弁護士自治が弱体化したことを指摘しています。このように弁護士自治は内部から崩壊する可能性を常に内包しているのです。